



確定申告、お疲れ様でした！

## 確定申告の誤りは還付可能

3月15日がメ切の確定申告。

「なんとか間に合った」と一安心の方も多いのではないのでしょうか。

中には申告した後で **あ、間違えた！** という方もいるのでは？

## 納めすぎた税金は還付請求できます。

具体的には、5年以内に「**更正の請求書**」を税務署に提出します。

### Question



Aの計算式で申告したけど、後で考えたらBの方法で計算した方が安かったの。  
この場合は還付請求できる？

### Answer

残念ですが、**それはできません。**  
ご自身が選択した結果で「誤って納めた」わけではないからです。



### Question



じゃあ・・・  
どんな理由なら還付請求できるの？

### Answer

例えば以下のような場合です。

- ・事業所得の必要経費について経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大だった
- ・計算を間違えて、税率を本来より高く計算してしまった

還付請求できるのは、あくまで「**誤り**」がある場合！



反対に申告した税金が少ない場合は「**修正申告**」が必要なのでご注意を！  
納税が過少であったことによる「**過少申告加算税**」がかかってしまいます。  
ですが **自分で気付き、自主的に修正申告すればペナルティはありません。**  
間違いに気付いた方は、お早めにF&Partnersへご相談ください。



お客様の**声** 依頼して  
よかった点は？

京都市 D.K様

「早くご説明頂けたこと」

